

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

◎児童扶養手当

離婚などで父または母と生計をともにしていない児童や父または母に障害がある児童を支援する制度です。児童が18歳になる年の年度末まで（児童に障害がある場合は20歳になる月まで）、父または母、養育者に支給される手当です。（ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。）

支給額（令和4年4月分より）

| | 支給月額（所得による） | 第2子加算額 | 第3子以降加算額 |
|------|-----------------|----------------|---------------|
| 全部支給 | 43,070円 | 10,170円 | 6,100円 |
| 一部支給 | 43,060円～10,160円 | 10,160円～5,090円 | 6,090円～3,050円 |

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻状態にある場合を含む）したとき
- ・対象児童を養育しなくなったとき
- ・対象児童が施設に入所することになったとき

◎特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額（令和4年4月分より）

| 等級 | 支給月額（障害の程度による） |
|----|----------------|
| 1級 | 52,400円 |
| 2級 | 34,900円 |

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障害を事由とする公的年金を受けようになったとき
- ・対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113